

(仮称) 奈良県国際芸術家村
整備基本構想

平成28年3月

目 次

1 構想の策定にあたって	1
1.1 (仮称)奈良県国際芸術家村が目指す姿	1
1.2 これまでの検討の経過	2
2 基本コンセプト等	7
2.1 奈良県の強みと文化財修復の課題	7
2.2 歴史文化資源活用施策の展開の拠点((仮称)奈良県国際芸術家村)	8
2.3 政策間連携	10
2.4 地域連携	10
2.5 官民協働	10
2.6 文化資源の強みを活かしたプロジェクトの展開	11
3 施設の機能の構成	12
3.1 文化財修復施設	12
3.2 人材育成・教育研究施設	12
3.3 セミナー・講座室	13
3.4 長期滞在・合宿施設(セミナーハウス)	13
3.5 展示即売所(伝統工芸品展示ギャラリー、ショップ等)	13
3.6 レストラン	13
3.7 売店・農産物直売所	14
3.8 宿泊施設	14
3.9 駐車場(道の駅)	14
3.10 サイクルステーション	14
4 運営の方向性	15
5 候補地について	16
5.1 候補地の状況	17
5.2 関係法規	19
5.3 その他留意事項	20
6 土地利用計画	21
6.1 基本方針	21
6.2 土地利用計画	21
6.3 土地利用計画イメージ	21
7 今後の課題について	24

1 構想の策定にあたって

1.1 (仮称)奈良県国際芸術家村が目指す姿

奈良県（以下「本県」という。）は、3つのユネスコ世界遺産や有数の国宝・重要文化財（都道府県での指定件数が3位）など固有でかけがえのない歴史、文化、伝統を有している。

本県の最大の強みであるこれら歴史文化資源の活用については、平成28年度を目途に策定する文化振興大綱の柱の一つと位置付け、6つの方向性をもとに総合的・戦略的に施策を展開する。

具体的な施策の方向性は、以下の6つを想定している。

- I 施策の対象とする歴史文化資源のデータベース化
- II 補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築
- III 記紀万葉など地域的な繋がりが広い文化資源の情報発信の強化
- IV 国際機関との連携、国際会議など文化資源を活用した国際展開
- V 学習機会の提供、修復現場の公開などによる文化資源に触れ合う地域交流
- VI 文化財の修復などの人材育成

これらの一貫した方針に基づき、従来の取り組みを強化することに加え、平成28年度からは、文化資源活用補助金の創設、聖徳太子プロジェクトの立ち上げ、仏像の海外展示の企画、奈良県文化芸術振興奨学金の創設といった新たな事業展開を行うほか、国の地方創生加速化交付金の活用などにより事業を推進することとし、施設・整備の内容の具体化を図るため、基本計画の策定や管理・運営のあり方などについて検討する。

(仮称)奈良県国際芸術家村は、これらの施策をさらに発展させるため、県文化財保存事務所の移転や選定保存技術保存団体等の誘致を検討し、歴史文化資源の保存・活用や人材育成の拠点とすることや、ACCU（公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター）と協働連携しつつ、国際会議を含むMICEの誘致や学習機会の提供、修復現場の公開により文化資源を巡る国内外の交流の拠点とすることを想定している。

また、その際、周辺への周遊を含む着地型観光や地元農産品の販売・加工、伝統工芸品の展示・即売・制作体験、道の駅など各政策分野とも連携しながらこれらの関連施設とあわせて複合的に整備を進めることにより、地域の賑わいと活力への波及効果が高い取り組みを展開する。

さらに、こうした諸施設を活用し、国内外の芸術家が交流する質の高い文化芸術イベントなども開催することにより、歴史文化資源に限らず、県民が上質な文化芸術に触れ合うことができる場所となることを目指し、取り組みを進める。

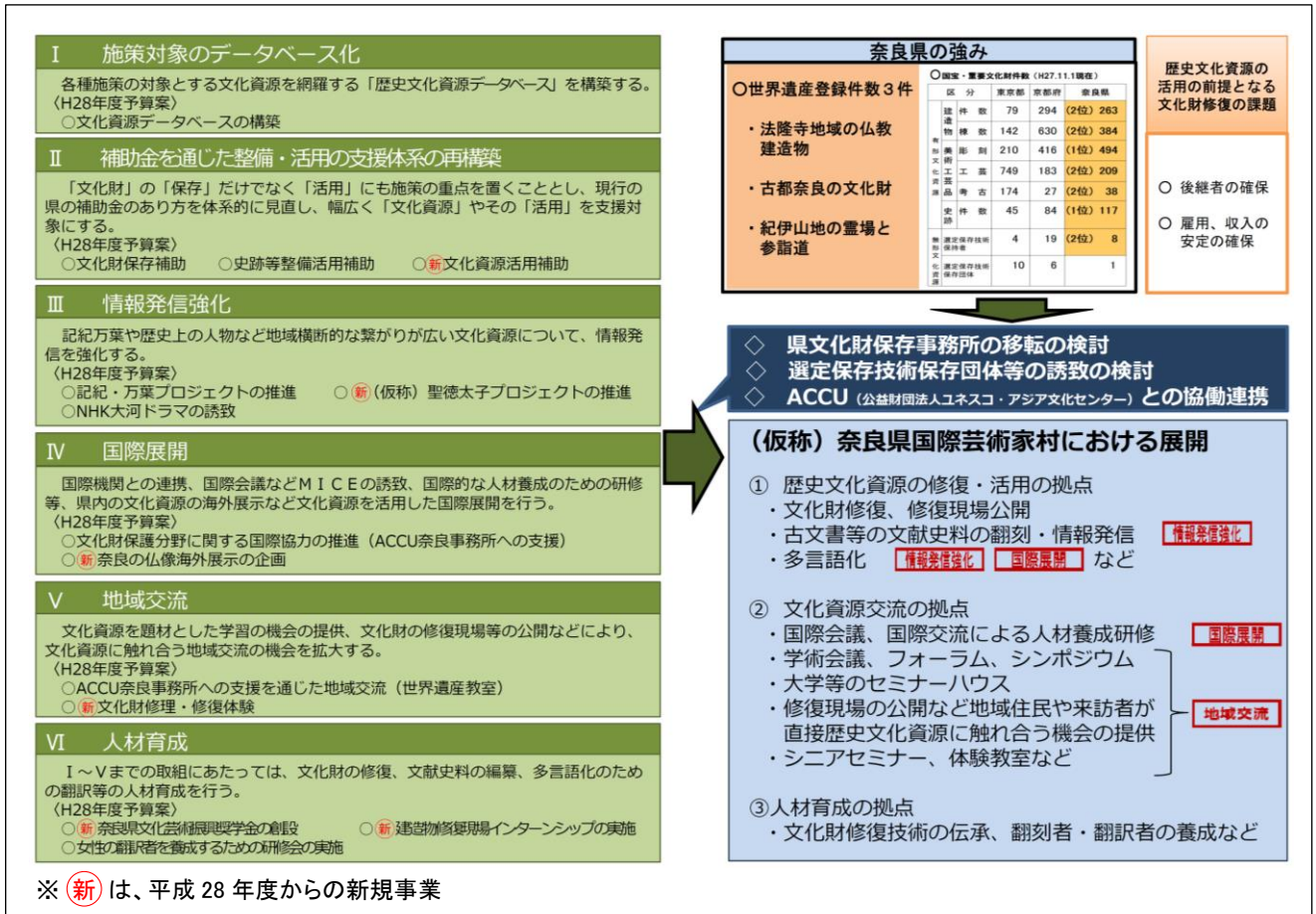


図 1 奈良県の歴史文化資源活用施策の方向性

1.2 これまでの検討の経過

本県では、国が「文化芸術立国」を目指す中、平成 27 年 4 月に地域振興部に文化資源活用課を創設。「文化資源の最大限の活用」を文化振興の柱の一つと位置づけ、一貫した体系の下で施策を戦略的に展開している。

また、施策の対象とする「文化資源」は、「文化財」に限らず、古事記・日本書紀・万葉集をはじめとする文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等も含む概念とし、施策の対象を「文化財」から「文化資源」に広げ、施策のウェイトを「保存」から、観光、産業、まちづくり、福祉など幅広い分野への波及を視野に入れた「活用」にシフトしていく。

こうした施策展開の拠点として (仮称) 奈良県国際芸術家村の整備を進めるため、政策間連携、地域連携、官民協働を図りつつ、「奈良県地方創生総合戦略 (平成 27 年 12 月策定)」も踏まえ、有識者で構成する「奈良県国際芸術家村構想等検討委員会」をこれまで 3 回開催し、検討を行った。

<奈良県国際芸術家村構想等検討委員会での検討状況>

第1回委員会

日 時:平成27年6月5日(金) 16:30~17:30

場 所:都道府県会館4階 407会議室(東京)

参集者:有識者委員

氏名	職名
浮舟 邦彦	滋慶学園グループ総長
大沼 淳	学校法人文化学園理事長 日本私立大学協会会長
絹谷 幸二	東京藝術大学名誉教授
小林 真理	東京大学大学院准教授 (文化資源学研究専攻)
佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授 東京国立博物館名誉館長
松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館理事長

県出席者

氏名	職名
荒井 正吾	奈良県知事
前田 努	奈良県副知事
菅谷 文則	橿原考古学研究所長・附属博物館長

概 要:(仮称)奈良県国際芸術家村の基本的なコンセプトを確認。主要な施設、運営手法等について意見交換。委員からの主な発言は以下のとおり。

○主な意見の概要

- ・拠点に整備する施設と既存の施設との調整も必要。県全体でのネットワークづくりが重要になってくる。
- ・継続して運営していける運営手法を検討していく必要がある。
- ・当該拠点で活用できる人材を登用する必要がある。
- ・奈良県の住民、企業が当該拠点をどのように利用できるのかという視点が必要。
- ・県民への還元をどうしていくのか、今後引き続き検討していくべきである。
- ・大学を中心に活用したいという声は多いと思われるので、考え方については、概ね理解できる。

第2回委員会

日 時:平成27年12月16日(水) 10:00~12:00

場 所:都道府県会館4階 407会議室(東京)

参集者:有識者委員

職名	氏名	現職
委員長	佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授 東京国立博物館名誉館長
副委員長	絹谷 幸二	東京藝術大学名誉教授
委員	浮舟 邦彦	滋慶学園グループ総長
委員	大沼 淳	学校法人文化学園理事長 日本私立大学協会会長
委員	小林 真理	東京大学大学院准教授 (文化資源学研究専攻)
委員	松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館理事長

県出席者

氏名	職名
荒井 正吾	奈良県知事
松谷 幸和	奈良県副知事
一松 旬	奈良県地域振興部長

概要:(仮称)奈良県国際芸術家村のコンセプトや候補地等について事務局より説明後、意見交換。委員からの主な発言は以下のとおり。

○主な意見の概要

<コンセプト関係>

- ・国際芸術家村が中心になるべきであるが、道の駅の方の印象が強い。芸術家村の中身、コンセプトを明確にした方がよい。
- ・奈良には世界遺産がたくさんあり、奈良の強みとして国際色をしっかりと出してほしい。

<機能・運営関係>

- ・芸術家村の機能はいろいろあるが、その運営は誰が中心になるのか検討が必要。運営主体や県庁内の組織についても、組織図をつくって権限を明確にした方がよい。
- ・国際芸術家村で取り組むソフト事業を充実する必要がある。小・中学校や大学の研修等にも活用できるように工夫をしてほしい。県立大学、県立病院など県内全体の施設との連携も必要。
- ・国際芸術家村は新しいまちであり、新しいことにも取り組んでほしい。例えば現代芸術とコンピューターの接点など。産学協働で取り組みができる施設にしてほしい。
- ・雇用の問題は大きい。継続的に文化財の関係者の活躍する場所が必要。
- ・国際芸術家村には国内だけでなく海外からもアーティストを招いてほしい。

<立地関係>

- ・国際芸術家村へのアクセスについて、利便性を確保してほしい。自転車道の整備も一つの方法。

○委員会了承事項

- ・候補地については天理市杣之内とし、今後県において手続きを進めていくことを了承。

第3回委員会

日 時:平成 28 年 3 月 18 日(金) 10:00~11:30

場 所:都道府県会館 4 階 408 会議室(東京)

参集者:有識者委員

職名	氏名	現職
副委員長	絹谷 幸二	東京藝術大学名誉教授
委員	浮舟 邦彦	滋慶学園グループ総長
委員	小林 真理	東京大学大学院准教授 (文化資源学研究専攻)
委員	松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館理事長

県出席者

氏名	職名
荒井 正吾	奈良県知事
松谷 幸和	奈良県副知事
一松 旬	奈良県地域振興部長
菅谷 文則	橿原考古学研究所長・附属博物館長

概 要:前回の委員会で委員から出された意見への対応案等を資料に基づき事務局より説明後、意見交換。委員からの主なコメントは以下のとおり。

○主な意見の概要

<コンセプト、ソフト面の内容>

- ・短時間でこれだけよくまとまった。県の意気込みが感じられる。次は実施することが重要。これだけ立派な構想であり知事には全体をよく見てしっかり取り組んでもらいたい。
- ・昨年 12 月から随分まとまった。取り組む分野は広範囲にわたっていることから、行政においても横の連携やマネジメント力が必要。それが出来れば素晴らしいと思う。

<国際関係>

- ・国際面で ACCU との繋がりを構築したことも立派。国内の無形文化財の拠点は堺にあることから、堺のアジア太平洋無形文化遺産研究センターとの協力も個別に考える必要がある。

<運営主体等>

- ・施設の運営主体などは重要。優秀なプロデューサーと新しい、若い芸術家が必要であり、マネジメント力も求められる。グローバルな視点も大事。
- ・運営主体については、芸術家村で複数の主体が競争するような形になれば効果が出てくるのではないか。

<文化、産業の創造等>

- ・新しい文化をつくることも必要であり、国際芸術家村の柱の一つとして推進してほしい。
- ・県内の海龍王寺に国宝の五重塔(小塔)があるが、杉材で子ども用の国宝等の模型のキットをつくるなどして新しい産業をつくることも必要。
- ・国際芸術家村でマネジメントする人が、芸術家と靴やメリヤスなど奈良の産業とマッチングをして、奈良の新しい産業をつくっていくことも重要。芸術は新しい価値の創造であり、各分野でこれらの取り組みを進めていくことによって、国際芸術家村から新しい日本のかたち生まれればと思う。

- ・芸術家に対して、国際芸術家村の中で 1 か月間場所を貸して、そこで制作した作品を寄贈してもらうという方法もある。

<今後の展開>

- ・開村後の国際芸術家村においてどのような新しい展開をしていくのかスケジューリングが必要。国際芸術家村が出来てから、毎年の目標とそれを達成するための計画、スケジュールを決めていく際、意見を言わせてもらえればと思う。

<その他>

- ・国際芸術家村のような複合的な取り組みのモデルを他国に求めてもうまくいかない。これまで、文化は民間や個人任せであったが、今回、国際芸術家村の整備に向けた県の取り組みに対して、国も地方創生加速化交付金の予算措置をしたのはいいことだと思う。

○委員会了承事項

- ・今回了承された国際芸術家村のコンセプト等に基づき、平成 28 年度は 10 月頃を目途に基本計画の策定を目指す。また、次回の委員会は 6 月か 7 月頃に開催し、検討状況などを説明。

2 基本コンセプト等

2.1 奈良県の強みと文化財修復の課題

本県は、下図のとおり、ユネスコ世界遺産登録が 3 件（法隆寺地域の仏教建造物、古都奈良の文化財、紀伊山地の霊場と参詣道）あり、国宝・重要文化財の件数は全国 3 位である一方、歴史文化資源の活用の前提となる文化財修復の課題として、後継者の確保や雇用、収入の安定の確保が挙げられる。

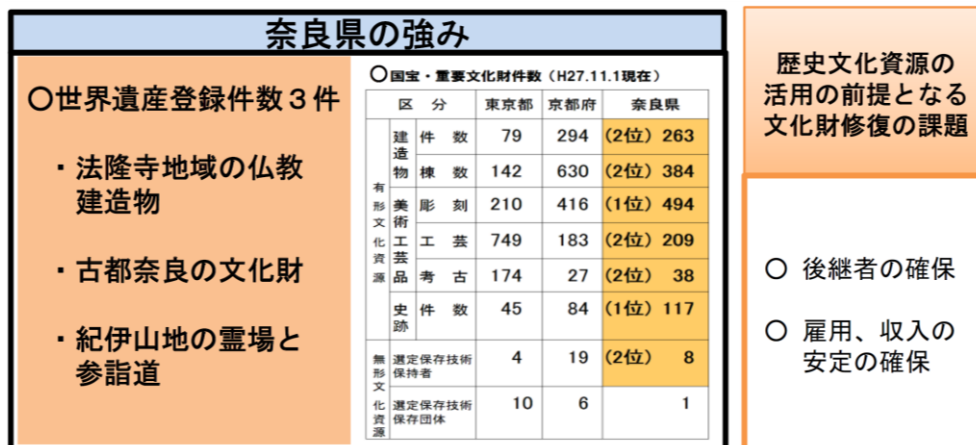


図 2 奈良県の強みと歴史文化資源の活用の前提となる文化財修復の課題

2.2 歴史文化資源活用施策の展開の拠点((仮称)奈良県国際芸術家村)

(仮称) 奈良県国際芸術家村における展開を見据えた歴史文化資源活用施策の 6 つの方向性は以下のとおりである。

I 施策対象のデータベース化
<p>各種施策の対象とする文化資源を網羅する「歴史文化資源データベース」を構築する。 〈H28年度予算案〉 <input type="radio"/>文化資源データベースの構築</p>
II 補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築
<p>「文化財」の「保存」だけでなく「活用」にも施策の重点を置くこととし、現行の県の補助金のあり方を体系的に見直し、幅広く「文化資源」やその「活用」を支援対象にする。 〈H28年度予算案〉 <input type="radio"/>文化財保存補助 <input type="radio"/>史跡等整備活用補助 <input checked="" type="radio"/>新文化資源活用補助</p>
III 情報発信強化
<p>記紀万葉や歴史上の人物など地域横断的な繋がりが広い文化資源について、情報発信を強化する。 〈H28年度予算案〉 <input type="radio"/>記紀・万葉プロジェクトの推進 <input checked="" type="radio"/>新(仮称) 聖徳太子プロジェクトの推進 <input type="radio"/>NHK大河ドラマの誘致</p>
IV 国際展開
<p>国際機関との連携、国際会議などM I C Eの誘致、国際的な人材養成のための研修等、県内の文化資源の海外展示など文化資源を活用した国際展開を行う。 〈H28年度予算案〉 <input type="radio"/>文化財保護分野に関する国際協力の推進 (ACCU奈良事務所への支援) <input checked="" type="radio"/>新奈良の仏像海外展示の企画</p>
V 地域交流
<p>文化資源を題材とした学習の機会の提供、文化財の修復現場等の公開などにより、文化資源に触れ合う地域交流の機会を拡大する。 〈H28年度予算案〉 <input type="radio"/>ACCU奈良事務所への支援を通じた地域交流 (世界遺産教室) <input checked="" type="radio"/>新文化財修理・修復体験</p>
VI 人材育成
<p>I～Vまでの取組にあたっては、文化財の修復、文献史料の編纂、多言語化のための翻訳等の人材育成を行う。 〈H28年度予算案〉 <input checked="" type="radio"/>新奈良県文化芸術振興奨学金の創設 <input checked="" type="radio"/>新建築物修復現場インターンシップの実施 <input type="radio"/>女性の翻訳者を養成するための研修会の実施</p>

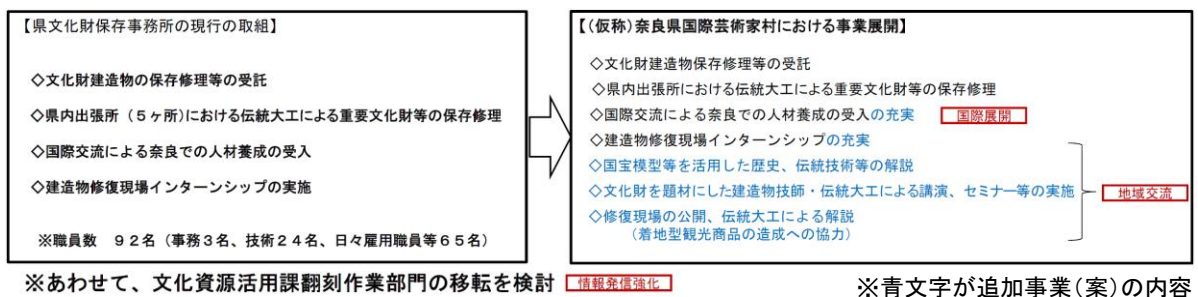
※ は、平成 28 年度からの新規事業

図 3 歴史文化資源活用施策の 6 つの方向性

前頁の歴史文化資源活用施策の施策展開の拠点（（仮称）奈良県国際芸術家村）として、以下の検討も行う。

① 県文化財保存事務所の移転の検討

- ・文化財建造物保存修理などの受託や県内出張所（現在 5 カ所）における伝統大工による重要文化財などの保存修理、国際交流による奈良での人材養成の受け入れ、建造物修復現場のインターンシップなど多くの実績を踏まえ、その充実を図る。
- ・新たに国宝模型等を活用した歴史、伝統技術等の解説や文化財を題材にした建造物技師・伝統大工による講演、セミナー等の実施とともに、修復現場の公開、伝統大工による解説などの着地型観光商品の造成への協力など、地域交流に寄与する取り組みについて検討する。
- ・また、情報発信強化に寄与する県文化資源活用課の翻刻作業部門の移転も検討する。

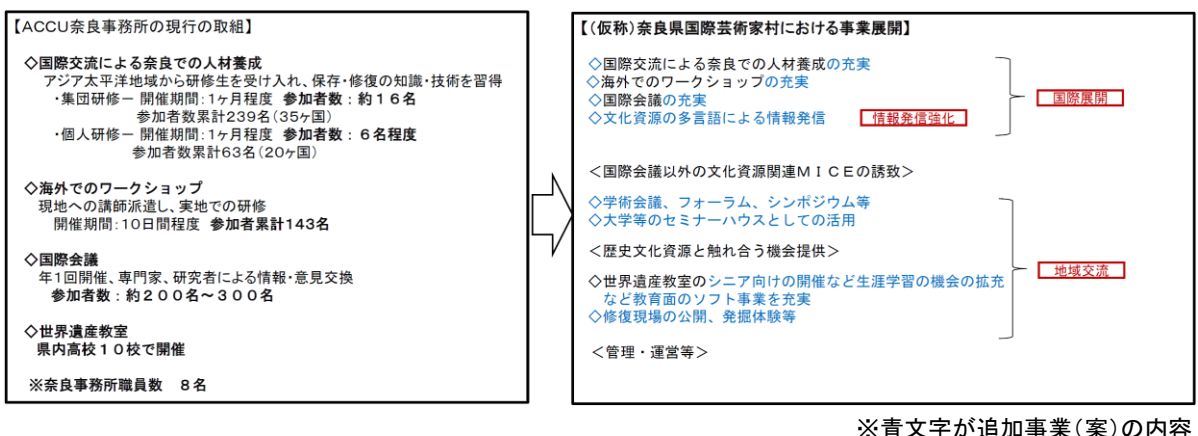


② 選定保存技術保存団体等の誘致の検討

- ・文化財の修理などの保存事業を行う団体（選定保存技術保存団体）・企業やその作業場の誘致について検討する。

③ ACCU(公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター)との協働連携

- ・国際交流による奈良での人材養成（アジア太平洋地域から研修生の受け入れ、保存・修復の知識・技術の習得）として集団研修や個人研修の実施、海外でのワークショップや国際会議の開催、県内高校で行っている世界遺産教室の開催など多くの実績を踏まえ、それらプログラムの充実や文化資源の多言語化による情報発信を強化し、国際展開を図る。
- ・新たに文化資源を活用した学術会議、フォーラム、シンポジウムなど文化資源関連のMICEの誘致やシニア向けの世界遺産教室など生涯学習の機会の拡充とともに、修復現場の公開、発掘体験など歴史文化資源と触れ合う機会提供など地域交流に寄与する取り組みについて検討する。



これらの検討を踏まえ、政策間連携、地域連携、官民協働を図りつつ、（仮称）奈良県国際芸術家村の整備を進める。

当該拠点の整備を進めるにあたり、以下の展開を予定している。

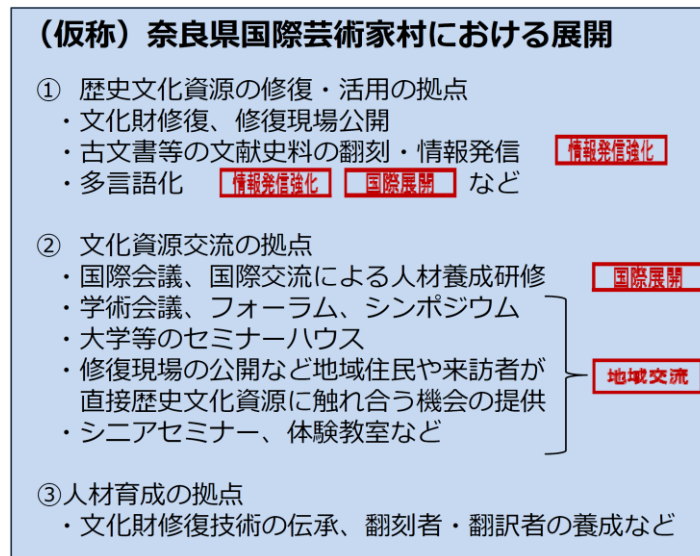


図 4 （仮称）奈良県国際芸術家村における展開

2.3 政策間連携

観光（文化財修復現場の公開等）、産業（伝統工芸の伝承等）、教育（セミナーの開催などを通じた県民への学習機会の提供等）、女性支援（女性翻訳者の養成等）など、文化資源を核とした人材育成や、人を呼び込むことで地域の活性化を図る。

拠点づくりにあたっては、観光（周遊観光等）、産業（地元農産品の販売・加工等）、まちづくり（道の駅等）、福祉（日本版 CCRC 等）など幅広い分野と連携を図る。

2.4 地域連携

県域全体への波及効果のある取り組みとするため、歴史文化資源を活用した施策体系のあり方等については、県と市町村との連携・協働の仕組みである「奈良モデル」のもと、知事と市町村長で構成する「奈良県・市町村長サミット」の場などを活用して検討する。

拠点づくりにあたっては、県と天理市の「まちづくり連携協定」等を活用して整備を行う。

また、周辺の歴史文化資源の活用、着地型観光については、天理市の周辺市町村などと連携して事業展開を図る。

2.5 官民協働

歴史文化資源の情報発信の強化や国際展開にあたっては、ACCU（公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター）と平成 28 年 3 月に協働連携協定を締結したところである。

また、人材育成にあたっては、県と県内企業が共同出資することにより奨学金基金を創設することを予定している。

（仮称）奈良県国際芸術家村の管理・運営や今後のあり方を議論するため、県、市町村、地元自治会、観光・農業・伝統産業・国際関係の団体、地元金融機関などで平成 28 年 3 月に協議会を設置し、検討を進める。

2.6 文化資源の強みを活かしたプロジェクトの展開

(仮称) 奈良県国際芸術家村の展開や観光、産業、福祉、まちづくり等幅広い分野への波及を視野に入れ、政策間連携、地域連携、官民協働を図り、安定した雇用の創出や新しい人の流れなど、地域間の連携を活かし地域経済における好循環の実現を目指すため、以下のプロジェクトの展開を想定している。

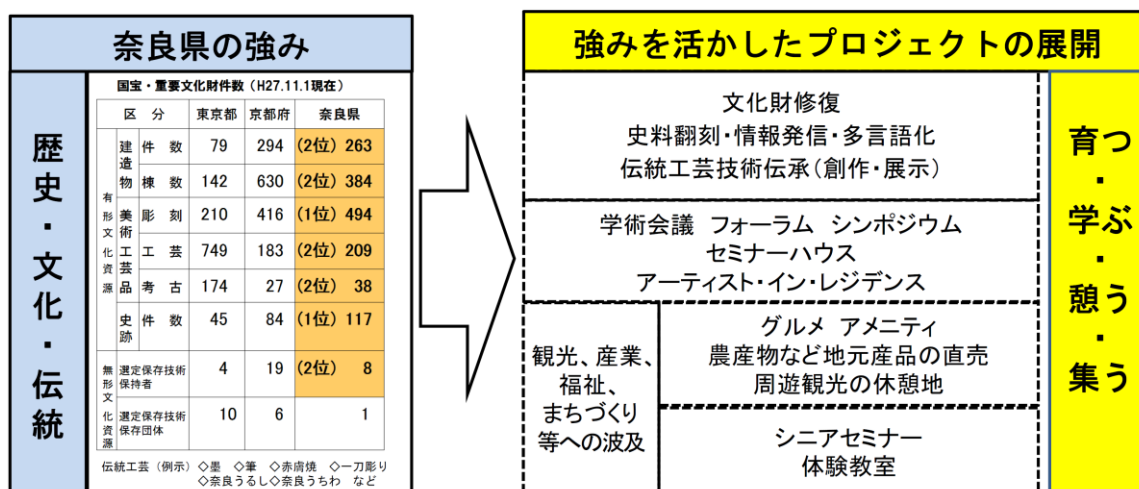


図5 文化資源の強みを活かしたプロジェクトの展開

3 施設の機能の構成

(仮称) 奈良県国際芸術家村は、歴史文化資源の最大限の活用を目指し、『育つ』、『学ぶ』、『憩う』、『集う』の4つのキーワードによる本県の強みを活かしたプロジェクト展開から、求められる施設を整備する。

プロジェクトの展開に必要な施設の構成と当該施設で展開する概要は、以下のとおりである。

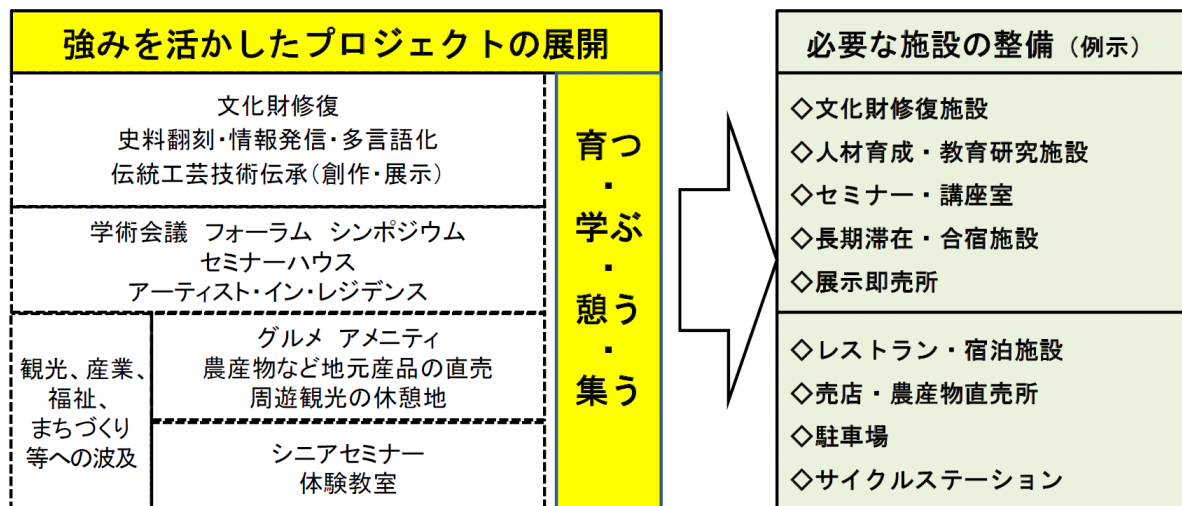


図6 プロジェクトを展開するために必要な施設の構成

3.1 文化財修復施設

歴史文化資源を活用していく前提としては、文化財の保存・修復に係る伝統的な技術の継承が不可欠である。本施設は、県文化財保存事務所の移転の検討や主として県内の選定保存技術保持者・団体を念頭に文化財の保存・修復に係る団体・企業などを誘致し、後継者の育成と文化財修復作業に供する施設とする。

加えて、文化財修復作業の公開や埋蔵文化財の発掘体験などを行い、県民や来訪者が直接歴史文化資源に触れる機会の提供などについても検討する。

3.2 人材育成・教育研究施設

本施設は、「文化財の保存・修復」に係る後継者などの育成を目的とし、文化財の修復保存技術の習得や匠(墨、筆、奈良うるし、大和かわら、宮大工等)の技術の伝承による後継者育成、制作体験を行う施設とする。

また、県内の歴史文化の地域横断的な発信に資する古文書等の文献史料の翻刻や多言語化を進めるため、翻刻者や翻訳者の養成なども行うことを検討する。



小学生の伝統工芸制作体験

3.3 セミナー・講座室

本施設では、文化・芸術イベントや歴史文化資源を題材にしたセミナーなどを行うほか、アクティブシニア層を掘り起こし、本施設において活躍する機会を提供する。

また、国際会議をはじめとする MICE 関連での活用についても検討する。

3.4 長期滞在・合宿施設(セミナーハウス)

本施設は、(仮称)奈良県国際芸術家村の様々なカリキュラムに参加する短期・長期の滞在者のための宿泊施設とする(大学のセミナー、合宿等の活用も想定)。

また、今後検討を行うアーティスト・イン・レジデンス等に参加する国内外の芸術家の滞在場所としての活用も検討する。



志賀直哉旧居(奈良学園セミナーハウス)

3.5 展示即売所(伝統工芸品展示ギャラリー、ショップ等)

本施設は、需要の低迷や人材、後継者の不足、産地の知名度の不足などの課題を抱える伝統工芸などの振興を図るため、伝統工芸に関する情報発信や体験型ワークショップなどによる普及活動、若手職人などの活動の支援などを行う場所として活用を検討する。

3.6 レストラン

農産物加工施設とともに地域の特産品等を素材にした地域の伝統食など特徴を持った料理を提供する農家レストランの設置などを検討する。



地域の伝統食などを提供する農家レストラン

3.7 売店・農産物直売所

本施設は、地域の農産物の直売所や加工施設を設けることで賑わいを創出し、6次産業化などにより地域産業の振興を図ることを検討する。



地域特産の農産物直売所

3.8 宿泊施設

民設民営のホテル及びレストランについて検討する。

3.9 駐車場(道の駅)

乗用車、大型車を施設の規模に応じた台数で確保する。道の駅利用者に本県の歴史文化資源の魅力に触れてもらい、周辺地域等の観光案内や地域の特産品の紹介、農産物の直売所、加工所、農家レストランや伝統工芸品の展示即売所などを行うことで、道の駅の集客との相乗効果により賑わいを創出することについて検討する。



農産物直売所、農家レストランを併設する道の駅

3.10 サイクルステーション

農村周遊自転車ルートと連結し、自転車による新たな人の流れを形成することで地域の活性化を図ることを検討する。



サイクルステーション

4 運営の方向性

＜基本的な考え方＞

(仮称)奈良県国際芸術家村の管理・運営や今後のあり方を検討するため、関係者(行政、地元関係、観光関係、農業関係、伝統産業団体、国際交流関係)による協議会を平成28年3月に設置し、第1回会議を開催した。今後、関係者で議論を深めながら、整備の促進を図る。

平成28年度には上記協議会の意見なども踏まえ、観光、産業、まちづくり、福祉など幅広い分野と連携しながら、収支バランスがとれた整備・運営体制の確立を目指し、運営・推進主体等について調査検討を予定している。

現時点の管理・運営等のイメージは、以下のとおりである。



※DMO(Destination Management Organization)

様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっていく観光地域づくりの推進

図7 管理・運営等のイメージ

5 候補地について

平成 27 年 12 月の奈良県国際芸術家村構想等検討委員会において、以下の理由により（仮称）奈良県国際芸術家村の候補地として天理市杣之内を選定した。

<選定理由>

- ①「山の辺の道」沿いで、周辺に歴史・文化資産、豊かな自然、静かな環境があること
- ②周遊型観光との連動が期待可能
- ③日本版 CCRC 構想（天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略）との連携も期待可能
- ④県と天理市との連携（まちづくり連携協定など）



図 8（仮称）奈良県国際芸術家村の候補地

5.1 候補地の状況

(1) 所在地

天理市杣之内町

(2) 敷地位置

候補地は、西名阪自動車道天理東 IC から南へ約 3km、国道 25 号線と主要地方道路天理環状線の交差点から東約 75m のところ、国道 25 号線と接して位置している。

なお、西名阪自動車道郡山 IC 及び京奈和自動車道郡山南 IC から約 5km、近鉄天理線天理駅及び JR 桜井線天理駅から約 2km の位置に立地している。

(3) 土地面積

約 2.5 ヘクタール（推計値であり、平成 28 年度に実測調査を行う予定）



図 9 候補地の位置

(4) 周辺環境

候補地周辺は、史実上の日本最古の道である「山の辺の道」や田園、古墳・社寺、環濠集落など豊かな自然、歴史・文化資産を有する美しい景観が広がっている。

また、候補地に隣接する幾坂池や「山の辺の道」と接続し、周遊観光につなげることが出来る立地環境に加え、「日本書紀神代巻」などの国宝・重要文化財の指定を受けている稀覯本を蔵書する天理大学図書館や多様な文化財を所蔵する天理大学参考館も徒歩圏にあるなど、当該候補地は文化・芸術の振興拠点にふさわしい環境となっている。



候補地を西側から望む



候補地から南側幾坂池を望む



南側幾坂池から候補地を望む



北側国道 25 号から候補地を望む

図 10 候補地周辺の状況

5.2 関係法規

候補地の法規制は敷地東側と西側で異なっており、規制内容は以下のとおり。



	候補地 (約25,500㎡)		根拠法令
	西側 (約15,000㎡)	東側 (約10,500㎡)	
都市計画区域	市街化調整区域 ・指定建ぺい率: 70% ・指定容積率: 400%	市街化調整区域 ・指定建ぺい率: 30% ・指定容積率: 80%	建築基準法 (第52条、第53条、第56条等)
自然公園区域	指定なし	第2種特別地域 ・高さ: 最低地盤面から13m以下 ・敷地面積に対する建築物の水平投影面積率: 20%以下 (敷地面積1,000㎡以上の場合) ・同容積率: 40%以下(同上) ・建築物の水平投影面積: 2,000㎡以下 ・建築物に係る地形勾配: 30%以下 ・壁面後退: 道路及び敷地境界から5m離れていること	自然公園法 (第20条、第21条、第33条) 奈良県立自然公園条例 (第17条、第19条)
風致地区	指定なし	第2種風致地区 ・山の辺風致地区(S43.4.27指定) ・高さ: 10m以下 ・建ぺい率: 30%以下 ・壁面後退距離 道路側: 2m以上 隣接側: 1m以上 ・緑地率: 30%以上 ・切土または盛土の高さ: 3m (1ha超の造成に適用)	都市計画法(第58条) 天理市風致地区条例(第2条等)
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法
歴史的風土保存区域	該当しない	石上三輪歴史的風土保存区域 ・風致地区と重複している地域であることから、第2種風致地区の規制に準ずる	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(第7条) 天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則(第2条)
農業振興地域	農業振興地域	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律(第6条、第7条)
農用地区域	該当しない	該当しない	農業振興地域の整備に関する法律(第13条)

※表中の朱書きは、候補地で採用される建築物関係の規制を示す

※候補地については、都市計画法に基づく地区計画を策定することも検討

(地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発、保全するための計画)

5.3 その他留意事項

- ・吉野川分水については、区分地上権が設定されており、地下工作物保全のためにこの土地に 1 m²につき 2 トン以上の荷重をかけてはならない。建物及び工作物を設置する場合は、事前に設計及び工法について地上権者（農林水産省）と協議する必要がある。
- ・候補地での地下等における調整池の設置を検討する必要がある。

6 土地利用計画

6.1 基本方針

文化資源の活用を目指す当施設の性格から周辺環境との調和を重視した土地利用計画を検討するとともに、国道からの入りやすさや複合施設の機能的なつながりなど機能性に留意した計画とする。

6.2 土地利用計画

候補地の東側ゾーンは自然公園法の水平投影面積規制（20%）により建築面積は約 2,000 m²以内しか許容できない。このため、東側ゾーンに文化財修復施設を配置する案を検討し、周辺環境との調和性の高い施設イメージ A 案を作成した。

また、A 案は文化資源活用の波及効果を最大化させる目的で民設民営のホテルを誘致するため、候補地の最も眺望のよい場所にホテル用地を計画する案である。

しかし、道の駅と隣接するため、落ち着いた雰囲気演出が難しいことや伝統工芸の展示即売所が道の駅から離れており、道の駅の集客力を販売につなげにくいことが懸念される。

このため、東側ゾーンにホテルを配置して落ち着いた雰囲気の中でホテル計画を実現するとともに、道の駅の集客力を展示即売所や歴史文化資源の体験などにつなげやすいように配置した施設イメージ B 案を作成した。

B 案は東ゾーンをホテルが専用利用できるため、コテージのような施設計画も可能となり多様な民間活力の発揮が容易である。

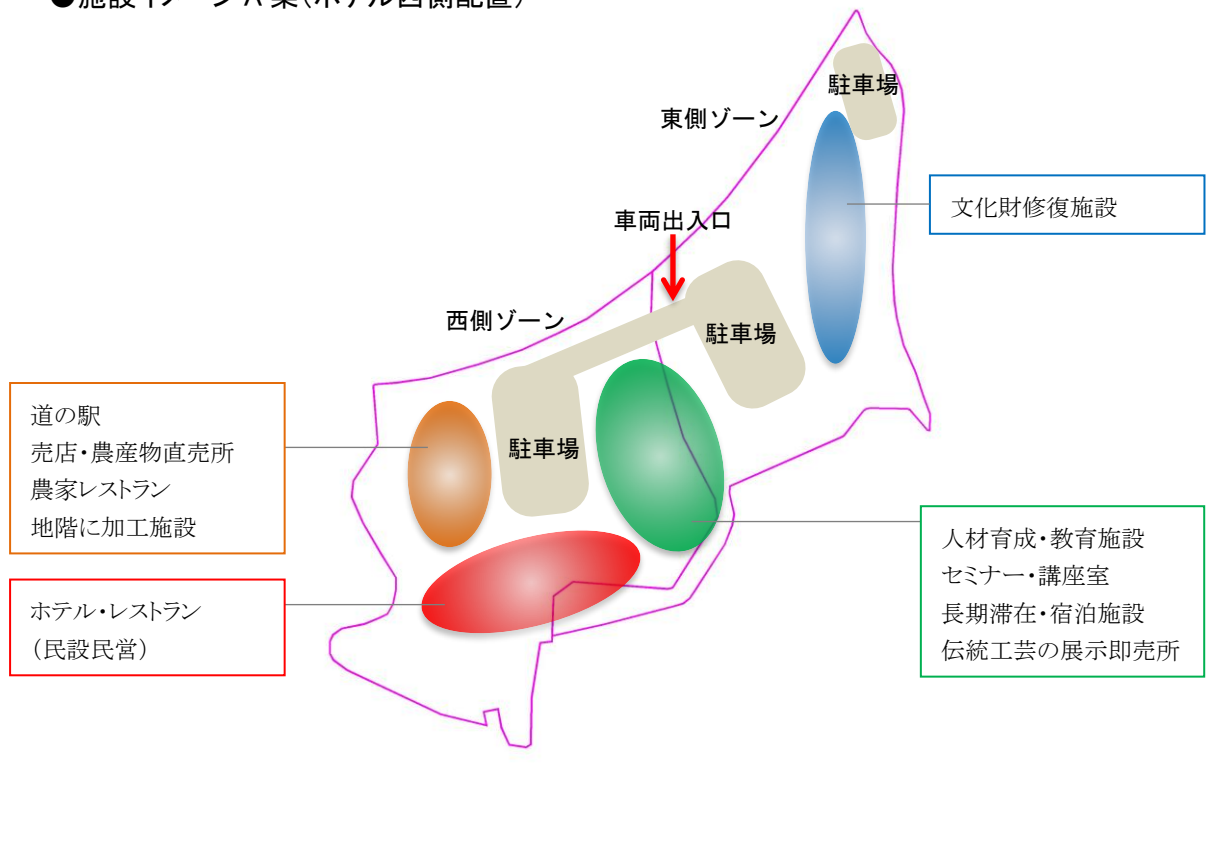
また、一体的に整備される「文化財修復施設」、「人材育成・教育施設」、「セミナー・講座室」、「長期滞在・宿泊施設」、「展示即売所」の各施設の平面形は A 案に比較して大きく、計画の自由度が高いこともメリットと考えられる。ただし、東側ゾーンには 10m の高さ制限があることに留意する必要がある。

このように土地利用について、ホテル事業者の影響も大きいことから、基本構想では施設イメージを 1 案に絞らず 2 案について検討を行うこととした。

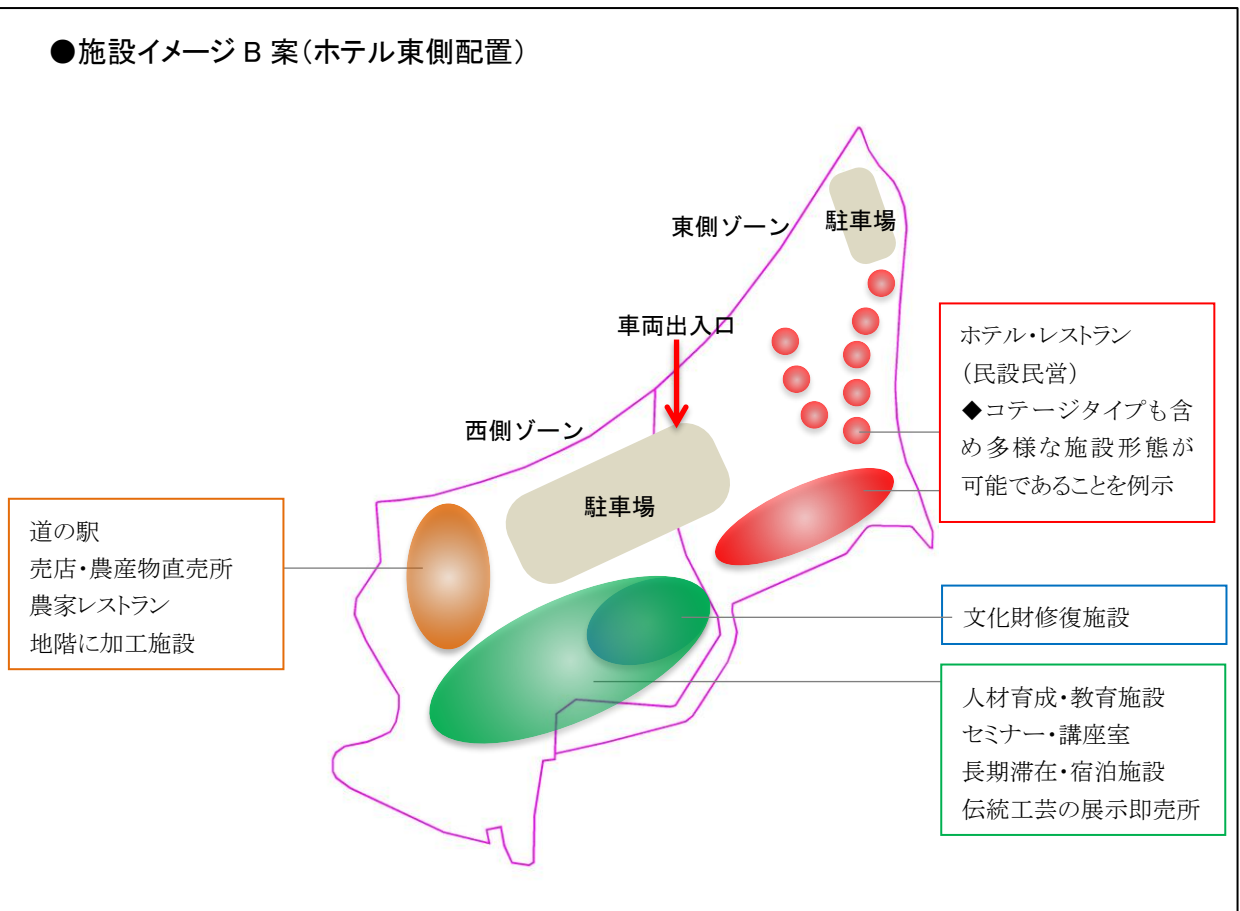
6.3 土地利用計画イメージ

施設イメージを次頁に示す。

●施設イメージ A 案(ホテル西側配置)



●施設イメージ B 案(ホテル東側配置)



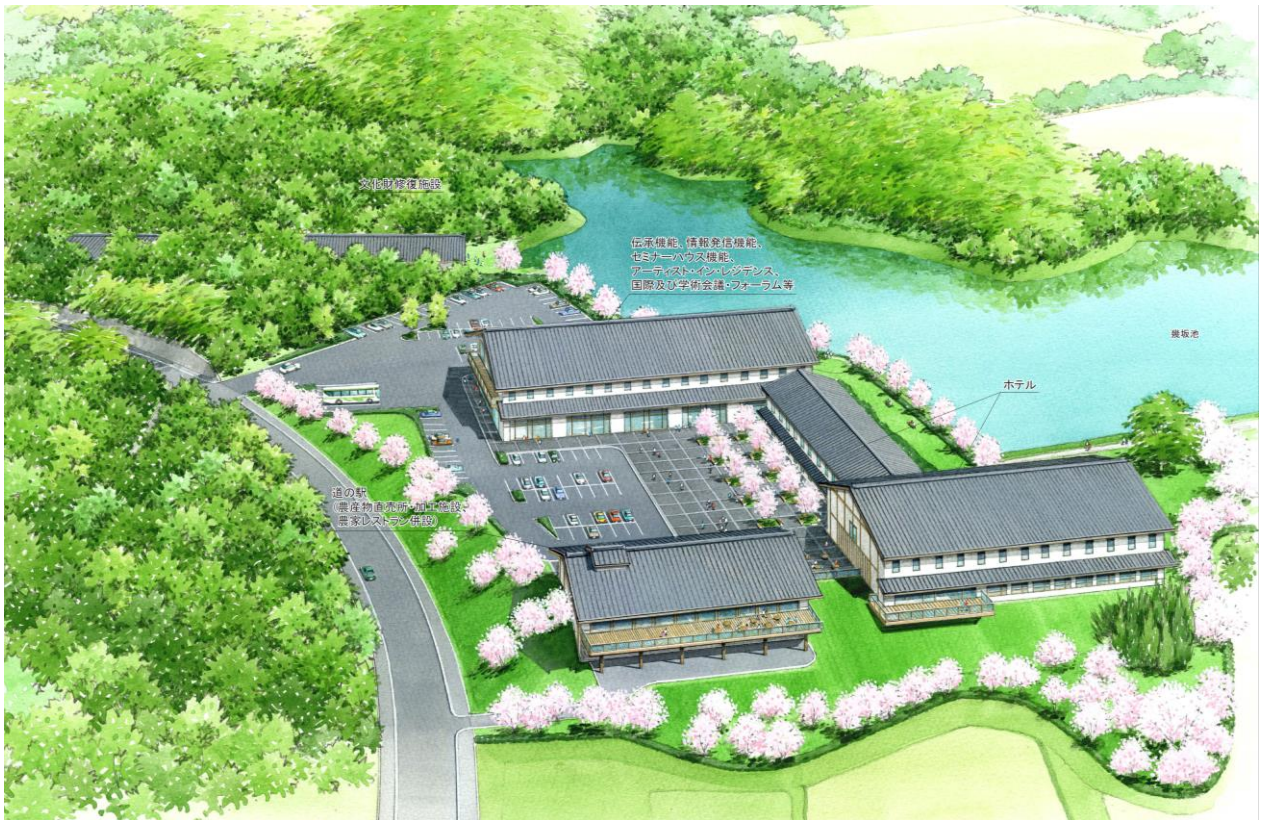


図 11 施設イメージ A 案(ホテル西側配置)



図 12 施設イメージ B 案(ホテル東側配置)

7 今後の課題について

(仮称) 奈良県国際芸術家村の運営に関する今後の課題は、以下のとおりである。

①施設全体の運営における課題

- ・「歴史文化資源の修理・活用」「文化資源の交流」「人材育成」の3つの基本的な拠点と地域振興に係る「道の駅」「農産物直売所等」「伝統工芸品の展示・即売・制作体験施設」の地域振興、民設民営のホテル等、性格や運営体系が大きく異なる各施設を総括する部門の設置の検討。
- ・各施設を包括した情報発信やPR、着地型観光の促進など、連携した企画や展開をコーディネートする運営方法と運営事業者（組織）の組み立て、運営費用等の検討。
- ・立地に関わる公共交通手段の利便性を図るため、公共交通機関との検討。

②「歴史文化資源の修理・活用」「文化資源の交流」「人材育成」の3つの拠点の運営での課題

- ・県内の選定保存技術保持者・団体や文化財の修復に係る団体・企業などの誘致条件の検討。
- ・誘致する団体・企業により、求められる施設の規模や付帯機能が大きく変動するため、誘致する団体・企業にあった規模や付帯機能の検討。
- ・海外研修生受け入れの際の言語や食事など生活環境の違いをケアする、滞在環境の整備方法の検討。

③伝統工芸品の展示・即売・制作体験施設の運営での課題

- ・展示、即売、体験等のソフト事業のコーディネートや企画運営していく方法と担う事業者の選定等の検討。

④農産物直売所や農村周遊自転車ルートでの運営での課題

- ・農産物直売所、加工施設、農家レストランの運営方法と事業者の選定等の検討。
- ・農村周遊自転車ルートの整備手法や管理方法の検討。

⑤ホテル・レストラン

- ・民間事業者の選定に伴う敷地の利用条件、規模、ホテルのグレード設定などの検討。

⑥アーティスト・イン・レジデンス

- ・アーティスト・イン・レジデンスを実施する場合の芸術家の対象分野と受け入れ条件、受け入れ環境などの検討。